

**(仮称) イオンモール利府 北棟・南棟 の届出概要について**  
**(法第 6 条第 2 項 変更)**

- 1 届出者 三井住友信託銀行株式会社, イオンモール株式会社
- 2 届出日 令和 2 年 2 月 6 日
- 3 店舗の名称 (仮称) イオンモール利府 北棟・南棟
- 4 店舗設置者 三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 橋本 勝  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 5 店舗所在地 北棟: 宮城郡利府町利府字新屋田前 5 外  
南棟: 宮城郡利府町利府字新中道 3 丁目 1-1 外
- 6 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 32, 128 m<sup>2</sup>  
(変更後) 77, 913 m<sup>2</sup> (北棟: 32, 128 m<sup>2</sup> 南棟: 45, 785 m<sup>2</sup>)
  - (2) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 1, 955 台  
(変更後) 5, 035 台 (北棟: 1, 400 台 南棟: 3, 635 台)  
※指針による必要台数: 5, 789 台 (北棟: 2, 154 台 南棟: 3, 635 台)
  - (3) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 252 台  
(変更後) 916 台 (北棟: 252 台 南棟: 664 台)  
※指針による参考台数: 2, 226 台 (北棟: 918 台 南棟: 1, 308 台)
  - (4) 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 385 m<sup>2</sup>  
(変更後) 909 m<sup>2</sup> (北棟: 385 m<sup>2</sup> 南棟: 524 m<sup>2</sup>)
  - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 118 m<sup>3</sup>  
(変更後) 224 m<sup>3</sup> (北棟: 118 m<sup>3</sup> 南棟: 106 m<sup>3</sup>)  
※指針による必要容量: 70.12 m<sup>3</sup> (北棟: 32.03 m<sup>3</sup> 南棟: 38.09 m<sup>3</sup>)
  - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) イオンリテール株式会社 (北棟) 24 時間  
その他の小売業者 (北棟) 午前 8 時から午後 11 時まで  
(変更後) イオンリテール株式会社 (北棟) 24 時間  
その他の小売業者 (北棟) 午前 8 時から午後 11 時まで  
核となる小売業者 (南棟) 午前 8 時から午後 10 時まで  
その他の小売業者 (南棟) 午前 9 時から午後 10 時まで

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 北棟 24時間 (屋上駐車場及び建物西側平面駐車場 午後11時から翌午前6時まで利用制限)

(変更後) 北棟 24時間 (屋上駐車場及び建物西側平面駐車場 午後11時から翌午前6時まで利用制限)

南棟 午前7時30分から翌午前0時30分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所

(変更後) 13箇所 (北棟: 4箇所 南棟: 9箇所)

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 北棟 午前5時から午後9時30分

(変更後) 北棟 午前5時から午後9時30分

南棟 24時間

7 変更する年月日 令和2年10月7日

8 事務手続き等

・公告年月日: 令和2年2月21日

・縦覧期間: 公告の日から令和2年6月22日まで (公告の日から4か月)

・地元説明会: 令和2年4月4日 (新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止)

→代替措置として新聞折り込みチラシ及び既存棟出入口での掲示を行った。

・市町村等からの意見書提出期限: 令和2年6月22日 (公告の日から4か月以内)

・県の意見の通知期限: 令和2年10月6日 (届出から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

### ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

届出内容周知 の代替方法	・新聞折り込みチラシ及び既存棟出入口への掲示
問い合わせ等	・なし

## 利府町の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

## 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

## 交通対策等現地調査会の実施状況

### ※店舗面積が3,000㎡を超えるため実施

開催日時	令和2年8月3日(月)午後13時30分から午後14時30分まで
開催場所	(仮称)イオンモール利府北棟・南棟 増床予定地
調査会結果	総合交通対策課, 仙台土木事務所, 県警本部交通規制課, 塩釜警察署, 利府町, 設置者, 小売業者, 商工金融課等を交えて現地を確認し, 交通対策等について検討を行った。この案件に対して県の意見を必要とする事項は出なかった。 ※県道加瀬沼公園線側出入口4・5にポストコーン設置予定。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	三井住友信託銀行株式会社, イオンモール株式会社	
届 出 年 月 日	令和2年2月6日	
店 舗 名 称	(仮称) イオンモール利府北棟・南棟	
所 在 地	北棟: 宮城郡利府町利府字新屋田前5 外 南棟: 宮城郡利府町利府字新中道3丁目1-1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通対策として実施することとしている来退店車両の誘導を徹底願います。なお、周辺道路の渋滞等の交通問題が発生した場合には、必要に応じて店舗増床後における周辺道路の実態調査などを行い、交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。</li> <li>・夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合には、騒音防止について適切な対策を講じるよう配慮願います。</li> </ul>	